

国立大学法人高知大学における会計機関の補助者の指定に関する規則の概要

検収確認業務窓口の設置

本学における物品等の発注に基づく適正な給付の完了確認をするために検収確認業務窓口を置く。

(国立大学法人高知大学における競争的資金等の取扱いに関する規則 第10条)

【物品購入の流れと検査補助者との関係】

